

第55回臨時会

伊方町議会会議録

令和3年11月30日 開会

伊方町議会

第 5 5 回伊方町議会臨時会会議録

招集年月日	令和 3 年 1 1 月 3 0 日
招集の場所	伊方庁舎 4 階議場
開会（開議）	1 1 月 3 0 日 1 1 時 3 5 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 7 番 清家慎太郎 8 番 福島 大朝 9 番 菊池 隼人 10 番 山本 吉昭 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 小泉 和也
欠席議員	なし
欠員	6 番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 上田 時茂 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 松澤 広明
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教育委員会事務局長 阿部 茂之
町長提出議案の項目	報告第 6 号 町長の専決処分事項報告について 報告第 7 号 町長の専決処分事項報告について 報告第 8 号 町長の専決処分事項報告について 議案第 90 号 町長の専決処分事項報告について (令和 3 年度伊方町一般会計補正予算 (第 6 号)) 議案第 91 号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について 議案第 92 号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 93 号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 94 号 令和 3 年度伊方町一般会計補正予算 (第 7 号) 議案第 95 号 小型動力ポンプ積載車の取得について
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし

議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	8 番 福島 大朝議員	9 番 菊池 隼人議員

伊方町議会第55回臨時会議事日程

令和3年11月30日(火)

午前11時35分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長の専決処分事項報告について (報告第6号)

第 4 町長の専決処分事項報告について (報告第7号)

第 5 町長の専決処分事項報告について (報告第8号)

第 6 町長の専決処分事項報告について
(令和3年度伊方町一般会計補正予算(第6号)) (議案第90号)

第 7 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を
改正する条例制定について (議案第91号)

第 8 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て (議案第92号)

第 9 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議案第93号)

第10 令和3年度伊方町一般会計補正予算(第7号) (議案第94号)

第11 小型動力ポンプ積載車の取得について (議案第95号)

1 閉会宣告

開会宣告（11時35分）

- 議長（小泉和也） これより、伊方町議会第55回臨時会を開会いたします。
只今の出席議員は、13名であります。定足数に達しております。
よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

- 議長（小泉和也） 町長招集挨拶
- 町長（高門清彦） 議長
- 議長（小泉和也） 町長
- 町長（高門清彦） 本日、ここに伊方町議会第55回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。また、議員の皆様方には、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。次第でございます。
- まず、固定資産税の課税誤りにつきましては、住宅用地に対する特例措置の適用誤りが判明をいたしましたことは、関係者をはじめ町民の皆様方に対し、町行政に対する信用を著しく失墜させる事態として、重く受け止めており、深くお詫びを申し上げます。次第でございます。
- 今後は、このような誤りの再発防止に万全を期すとともに、町行政の信頼回復に向け、全庁一丸となって適正な事務執行に努めてまいり所存でございます。
- 次に、伊方発電所につきましても、ご案内のとおり、昨年1月に発生した「連続トラブル」及び本年7月に判明した「保安規定違反」について、四国電力の対応状況等は妥当と判断をし、伊方3号機の運転再開を認めることを、先般、四国電力に伝えました。
- 議員の皆様には、町としての最終判断をするにあたり、慎重審議をいただき、また、貴重なご意見を賜り、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。
- 報道にもありましたように、来月2日に3号機が起動する予定となっておりますが、引き続き、四国電力に対し、決して重大事故を起こさないという強い信念をもって、安全運転に努めるとともに、住民への一層の丁寧な説明により、信頼回復に取り組むよう求めてまいりますので、今後とも伊方発電所の安全確保について、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- さて、本日ご提案をいたします案件でございますが、町長の専決処分事項報告が4件、条例改正が3件、補正予算が1件、財産の取得に関する議案が1件でございます。
- いずれも重要な案件でございますので、ご審議のうえ、適切にご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。
- よろしくお願いをいたします。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあり
てあります。それにしがいまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会
議規則第127条の規定により、議長において、8番 福島大朝議員、9番 菊池隼人議員を指名い
たします。

会期の決定

○議長（小泉和也） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「な
し」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、1日と決定いたしました。

報告第6号

○議長（小泉和也） 日程第3「町長の専決処分事項報告について」報告第6号を議題といた
します。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第6号 町長の専決処分事項報告についてご報告いたします。本件
につきましては、公用車の事故に関し和解及び損害賠償の必要が生じ、専決処分を行いました
ので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。和解及び損害賠償
の相手方は、大洲市の個人で、和解の要旨は、令和3年6月3日、午後1時15分頃伊方町九町
1番耕地880番地北側200m先において、発生した公用車の車両事故で職員が運転する車両が三
叉路に進入した際、反対方向から進行してきた相手車両に接触したもので、その損害を賠償し
たものであります。なお、物損事故であり、双方怪我等はございません。

損害賠償の額は、13万606円で、令和3年10月14日に専決処分を行ったものであります。

なお、こうした事故が起こらないよう全職員に対し、安全運転について注意喚起をしてまい
りますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」
の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

報告第7号

○議長（小泉和也） 日程第4「町長の専決処分事項報告について」報告第7号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第7号 町長の専決処分事項報告についてご説明いたします。本件につきましては、車両損傷事故に関し和解及び損害賠償の必要が生じ、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。和解及び損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人で、和解の要旨は、令和3年8月11日、伊方町大久の町道瀬戸ロイヤルシティ10号線において、横断側溝の上部を通過した際に側溝の一部が破損していたことによりグレーチングが跳ね上がり、車両のマフラーが損傷したもので、その費用に関する損害を賠償したものであります。損害賠償の額は、5万4,692円で、令和3年10月20日に専決処分を行ったものであります。

なお、こうした事故が起こらないよう施設異常の早期発見に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

報告第8号

○議長（小泉和也） 日程第5「町長の専決処分事項報告について」報告第8号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第8号 町長の専決処分事項報告についてご説明いたします。本件につきましては、転倒事故に関し和解及び損害賠償の必要が生じ、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。和解及び損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人で、和解の要旨は、令和3年8月22日、伊方町大成の地区内に設置をしているグレーチングが塩害により腐食し、地元で板により保全していた上部を徒歩により通行した際、板が割れグレーチングが損壊し右太もも部を負傷したもので、その治療費を賠償したものであります。損害賠償の額は、1万9,240円で、令和3年10月21日に専決処分を行ったものであります。

なお、こうした事故が起こらないよう施設異常の早期発見に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

議案第90号

○議長（小泉和也） 日程第6「町長の専決処分事項報告について（令和3年度伊方町一般会計補正予算（第6号）」議案第90号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第90号 令和3年度伊方町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、亀ヶ池温泉の仮営業を早期に実現するための、温浴棟復旧に係る設計業務及び町道伊方越臨港線地すべり対策測量調査設計業務に係る調査費用の増加に伴う追加経費でございまして、急を要するため、令和3年10月12日付にて専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出の予算総額の変更を行わず、歳出予算科目の組替えを行ったものでございます。

歳出の組替えといたしまして、7款商工費に、仮営業を行うための温浴棟復旧工事設計業務に要する経費として、418万円を計上し、11款災害復旧費に、町道伊方越臨港線の地すべり対策測量調査設計業務に要する経費として、304万7千円を計上し、2款総務費に、組替え用財源として財政調整基金積立金722万7千円を減額しております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第90号「町長の専決処分事項報告について（令和3年度伊方町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり承認されました。

議案第91号

○議長（小泉和也） 日程第7「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第91号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第 91 号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県の特別職に準拠するため、伊方町議会議員の期末手当を年間で 0.10 月引き下げるものでございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

この条例は、第 1 条と第 2 条の 2 段階で改正を行うものとしておりまして、まず第 1 条で、令和 3 年度の期末手当の支給に関して、改正を行います。

12 月の期末手当につきまして、現行の 100 分の 167.5 を 100 分の 157.5 とし、100 分の 10 の引き下げとなることから、年間の合計は、100 分の 325.0 となります。

続いて、第 2 条でございますが、令和 4 年度以降の支給につきましては、年間の期末手当の合計 100 分の 325.0 を、6 月と 12 月に均等に振り分け、それぞれ 100 分の 162.5 とするものでございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、附則において、公布の日から施行すると定めておりますが、議決をいただきましたら、速やかに公布を行い、第 1 条の改正内容は、令和 3 年 12 月 1 日から適用いたします。

また、附則第 2 条の改正内容につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行すると定めております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 91 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 92 号

○議長（小泉和也） 日程第 8 「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 92 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第 92 号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県の特別職に準拠するため、伊方町の特別職の職員の期末手当を年間で 0.10 月引き下げのための条例改正でございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

この条例は、第 1 条と第 2 条の 2 段階で改正を行うものとしておりまして、まず第 1 条で、令和 3 年度の期末手当の支給に関して、改正を行います。

12 月の期末手当につきまして、現行の 100 分の 167.5 を 100 分の 157.5 とし、100 分の 10 の引き下げとなることから、年間の合計は、100 分の 325.0 となります。

続いて、第 2 条でございますが、令和 4 年度以降の支給につきましては、年間の期末手当の合計 100 分の 325.0 を、6 月と 12 月に均等に振り分け、それぞれ 100 分の 162.5 とするものでございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、附則において、公布の日から施行すると定めておりますが、議決をいただきましたら、速やかに公布を行い、第 1 条の改正内容は、令和 3 年 12 月 1 日から適用いたします。

また、附則第 2 条の改正内容につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行すると定めております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 92 を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 92 号「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 93 号

○議長（小泉和也） 日程第 9 「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 93 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第 93 号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告等により、伊方町職員の給与の見直しを行う

ための条例改正でございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

まず、第1条関係は、条例第19条第2項の改正でございます。職員の期末手当の改正でございます。

改正前は、6月と12月に支給する期末手当は、それぞれ100分の127.5であったものを、6月はそのままで、12月は100分の112.5とし、100分の15を引き下げることから、年間の合計は100分の240となります。

次の、同条第3項は再任用職員の期末手当に関する読み替え規定でございます。第2項の改正に伴っての改正となりますが、100分の127.5を112.5に、100分の72.5を100分の62.5となります。

次に、第2条関係でございますが、期末手当の令和4年度以降の支給につきまして、年間合計100分の240を、6月と12月に均等に振り分け、それぞれ100分の120として支給するものでございます。

同条第3項、再任用職員につきましても、年間合計100分の135を6月と12月に均等に振り分け、それぞれ、100分の67.5として支給するものでございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、附則において、公布の日から施行すると定めておりますが、議決をいただきましたら、速やかに公布を行い、第1条の改正内容は、令和3年12月1日から適用いたします。

また、附則第2条の改正内容につきましては、令和4年4月1日から施行すると定めております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第93号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第94号

○議長（小泉和也） 日程第10「令和3年度伊方町一般会計補正予算（第7号）」議案第94号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 94 号 令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 7 号）の説明を申し上げます。歳入歳出それぞれ 1 億 6,333 万 1 千円を追加し、総額を 101 億 6,475 万 4 千円とするものであります。

歳出といたしましては、2 款総務費については、町税償還金及び還付加算金 1,574 万 2 千円を計上いたしております。

3 款民生費については、子育て世帯臨時特別給付事業 4,542 万 2 千円を計上いたしております。

7 款商工費については、亀ヶ池温泉温浴棟復旧事業 1 億 2,731 万 9 千円、亀ヶ池温泉本館再建工事設計委託業務につきましては、令和 4 年度までの 2 ヶ年度について総額 3,863 万 2 千円の継続費を設定し、今回の補正予算としては、令和 3 年度年割額相当分 1,100 万円を計上いたしております。

なお、歳入歳出予算の調整を行うため、2 款総務費財政調整基金積立金を 3,715 万 2 千円を減額いたしております。

これに対します歳入といたしまして、15 款国庫支出金 2 項国庫補助金については、子育て世帯臨時特別給付費国庫補助金 4,542 万 2 千円を計上いたしております。

22 款町債 1 項町債については、災害復旧債 1 億 1,790 万 9 千円を計上いたしております。

以上、令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 7 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の 8 頁をお開きください。

2 款 総務費

1 項 総務管理費（8 頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費（8 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

2 項 児童福祉費（8 頁） 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費（9 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、歳入に入ります。7 頁をお開きください。

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金（7 頁） 質疑ありませんか。

22 款 町債

1 項 町債（7 頁） 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って、「継続費 第2条 第2表」第2表は、3頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正 第3条 第3表」第3表は、4頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第94号「令和3年度伊方町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第95号

○議長（小泉和也） 日程第11「小型動力ポンプ積載車の取得について」議案第95号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○危機管理監（谷村栄樹） 議長

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） 議案第95号 小型動力ポンプ積載車の購入について、提案理由をご説明いたします。

本事業は、老朽化した消防車両を更新し、迅速な消火活動体制を維持することにより、消防・防災体制を強化するため、実施するものでございます。

添付資料1頁をご覧ください。事業概要ですが、事業名は、伊方町消防団小型動力ポンプ積載車購入事業その1でございます。

配備箇所及び設備概要ですが、小型動力ポンプ積載車のうち、普通トラックを2台、これは大久分団1部と三崎分団4部に配備するものです。それと軽トラックを1台、これは三机分団3部に配備するものでございます。合計3台、このほか、艀装、取付品及び付属品一式でございます。

去る10月14日、制限付き一般競争入札を実施した結果、株式会社岩本商会宇和島営業所が1,596万6,500円で落札したものでございます。

なお、納期は、令和4年3月18日を予定しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 95 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 95 号「小型動力ポンプ積載車の取得について」は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（小泉和也） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、提案をいたしましたところ全議案に対しまして、ご承認をいただき、誠にありがとうございました。

今年も残すところあと一か月となり、本格的な寒い時期となっております。

議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（小泉和也） これをもちまして、伊方町議会第 55 回臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 12 時 05 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員